

福岡県公報

平成24年7月13日
第3411号

目次

告示(第1266号-第1283号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
○県基幹統計調査の実施の一部改正	(調査統計課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	2
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	2
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7

公 告

- 建築協定の認可 (建築指導課) …………… 7
- 有明海の再生に関する福岡県計画の変更 (水産振興課) …………… 8
- 福岡県営都市公園の指定管理者の募集 (公園街路課) …………… 8
- 筑後広域公園芸術文化交流施設の指定管理者の募集 (公園街路課) …………… 10

教育委員会

○博物館登録事項の変更 (教育庁社会教育課) …………… 11

内水面漁場管理委員会

○平成24年度魚種別増殖目標数量 (水産振興課) …………… 11

告 示

福岡県告示第1266号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 ボランティア・アジア・ネットワーク オブ ジャパン
 - (2) 代表者の氏名
神田 訓男
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡川崎町大字田原220番地の5
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、社会や地域に対して、経済活動の活性、教育環境等の活性に関する

定期発行日 毎週火金曜日
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作威〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 式 株 式 有 限 公 司 印 刷 野 久

事業を行い、社会の発展、未来への心豊かな育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1267号

県基幹統計調査の実施（平成21年10月福岡県告示第1556号）の一部を、次のように改正する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

「外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき登録申請又は登録証明書を返納した」を削る。

「調査票を作成し提出する方法又は県が指定する仕様により磁気媒体を作成し提出する方法のいずれかとする」を「報告を求める事項について、県が指定する仕様の電子ファイルにて提出する」に改める。

「平成23年」を削る。

福岡県告示第1268号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市中央六丁目3917番1、3917番8及び3917番10から3917番24まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区御開三丁目38番1
日本地所建設 株式会社
代表取締役 東 秀一

福岡県告示第1269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定

により次のように公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
赤熊土地改良区	区画整理事業	平成11年5月7日	平成21年2月25日

福岡県告示第1270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成24年6月29日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパーセンタートライアル田川西店
 - 所在地 福岡県田川市大字位登1767-1
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 大規模小売店舗を新設する日
平成25年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,417平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側	187

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物正面北西側	23

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物外東側	141.869
建物外東側	57.120
合計	198.989

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南西側	11.460
建物内南西側	19.880
建物内北西側	7.064
建物内北西側	4.709
合計	43.113

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間営業	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1271号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
黒土西部第二土地改良区	平成24年7月4日

福岡県告示第1272号

善導寺土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
秋吉 恒久	〃 〃 与田390番地1の1
馬場 勝之	〃 〃 飯田263番地
坂井 健旗	〃 〃 与田779番地1
中垣 広之	〃 〃 木塚639番地
甲 義則	〃 〃 〃 606番地
田中 信義	〃 〃 〃 1496番地
森光 美明	〃 〃 〃 1897番地3
高木 森幸	〃 〃 〃 1398番地

2 退任監事

氏名	住所
----	----

坂井伸年	久留米市善導寺町与田858番地3
田中正満	〃 〃 木塚726番地1

3 就任理事

氏名	住所
馬田洋	久留米市善導寺町飯田840番地
小屋松久幸	〃 〃 木塚1312番地3
原満	〃 〃 飯田1169番地1
吉田正成	〃 〃 与田775番地1
久間初治	〃 〃 〃 598番地5
田中一也	〃 〃 木塚673番地
森光博文	〃 〃 〃 845番地
田中秀則	〃 〃 〃 1687番地2
森光安廣	〃 〃 〃 1938番地4

4 就任監事

氏名	住所
秋吉亜希子	久留米市善導寺町与田13番地1
高尾勝智	〃 〃 木塚1184番地1

福岡県告示第1273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
袋野堰土地改良区	平成24年7月3日

福岡県告示第1274号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	183	北九州市八幡西区折尾四丁目3番1号 折尾交通安全協会 会長 大島 忠義	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内	平成24年6月18日
旧		北九州市八幡西区折尾四丁目3番1号 折尾交通安全協会 会長 岩崎 三次		

福岡県告示第1275号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	153	柳川市三橋町今古賀8番1号 福岡県柳川総合庁舎 福岡県南筑後保健福祉環境事務所内 南筑後食品衛生協会 会長 荒巻日出男	柳川市三橋町今古賀8番1号 福岡県南筑後保健福祉環境事務所内	平成24年6月22日
旧		柳川市三橋町今古賀8番1号 福岡県柳川総合庁舎 福岡県南筑後保健福祉環境事務所内 南筑後食品衛生協会 会長 野田公明		

福岡県告示第1276号

東八田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住 所
堤 利 勝	築上郡築上町大字東八田1143番地2

福岡県告示第1277号

八女筑後地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
下 川 満 男	筑後市大字折地590番地1
井 口 金 平	〃 大字下妻384番地2
田 中 正 助	〃 大字折地22番地
塚 本 秀 喜	〃 大字島田410番地
近 藤 公 男	〃 大字北長田662番地
田 島 雅 弘	〃 大字鶴田1565番地1
田 中 瑞 廣	〃 大字江口744番地
小 田 新 治	〃 大字高江728番地2
北 島 久 生	〃 大字津島989番地
近 藤 明 夫	〃 大字蔵数740番地2
川 口 誠 二	八女市国武464番地
服 部 信 雄	〃 鶴池791番地
穴 見 茂 穂	〃 井延303番地

2 退任監事

氏名	住 所
----	-----

村 上 知 巳	筑後市大字津島1340番地
城 戸 修	〃 大字熊野1021番地8
西 江 正 行	八女市本2984番地

3 就任理事

氏名	住 所
下 川 満 男	筑後市大字折地590番地1
井 口 金 平	〃 大字下妻384番地2
塚 本 秀 喜	〃 大字島田410番地
近 藤 公 男	〃 大字北長田662番地
田 島 雅 弘	〃 大字鶴田1565番地1
田 中 瑞 廣	〃 大字江口744番地
小 田 新 治	〃 大字高江728番地2
村 上 知 巳	〃 大字津島1340番地
中 村 勇 次	〃 大字津島906番地
成 清 恵	〃 大字蔵数1054番地
川 口 誠 二	八女市国武464番地
池 田 和 本	〃 宅間田571番地1
村 石 和 幸	〃 井延195番地5

4 就任監事

氏名	住 所
田 中 正 助	筑後市大字折地22番地
城 戸 修	〃 大字熊野1021番地8
中 島 一 敏	八女市柳瀬244番地

福岡県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン穂波ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県飯塚市枝国長浦666番地48ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)ユニクロ飯塚店

(2) 所在地 福岡県飯塚市秋松字中ノ坪863番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・災害時における地域住民の一時的避難（集合）場所としての使用をお願いした

い。

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

・一般廃棄物の運搬・処理については飯塚市穂波地区収集許可業者と契約してください。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・飯塚市景観条例に基づく大規模建築物等の新築等の届出を行ってください。
・屋外広告物の合計が15㎡以上の場合は福岡県屋外広告物条例に基づく許可申請を行ってください。

(8) その他

・施工に際し、隣接の農業用水路へ土砂・油脂類等が流出しないよう対策を行ってください。また、農業者の通行に支障が出ないよう十分に地元生産組合と協議を行ってください。
・雨水を農業用水路へ放流する場合は、市へ放流協議を行ってください。

福岡県告示第1280号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン甘木ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県朝倉市大字甘木字岩入384ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1281号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン甘木ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県朝倉市大字甘木字岩入384ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1282号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット

(2) 代表者の氏名

下川 清澄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市長門石一丁目4番33号 長門石OCビル104

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、高齢者、児童等、市民一人一人に対して、地域での暮らしや福祉サービスの利用に関わる権利擁護の支援に関する事業を行い、人権の擁護と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1283号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サポネットおごおり

(2) 代表者の氏名

田中 十三一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市二森1167番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

公 告**公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 土地所有者等の住所及び氏名
東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX9階
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役社長 三ツ村 正規
- 2 協定の理由
住宅地としての環境を高度に維持増進するため
- 3 協定の概要
建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準を定める。
- 4 協定区域の地名
福岡県糟屋郡新宮町大字下府840-306他
- 5 区域の面積
47,980.57㎡

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
中央公園	北九州市小倉北区井堀、都、上到津、戸畑区金比羅町、八幡東区高見、八王寺町、槻田
筑豊緑地	飯塚市仁保、鹿毛馬
筑後広域公園 (筑後広域公園芸術文化交流施設を除く。)	筑後市大字津島、尾島、みやま市瀬高町本郷、長田

- 2 予定される指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。
- 3 応募資格
次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。
 - (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
 - (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
 - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 業務の実施に必要な届出等

福岡県管筑後広域公園の場合は、指定管理業務の開始日まで同公園管理宿泊棟の運営に必要な下記届出等が完了していること。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定に基づく旅館業営業届
- (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく公衆浴場営業届
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定に基づく飲食店営業届
- (4) 調理師法（昭和33年法律第147号）第5条の2の規定に基づく調理師業務従事者届
- (5) その他当該施設を管理するのに必要な各種届出等

5 指定管理者が行う業務

- (1) 公園施設又は都市公園の一部の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園で制限する行為の許可に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

6 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者の中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 5の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定

を遵守し、適正な管理ができるものであること。

- (5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

7 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、9の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成24年7月13日（金）から平成24年9月10日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成24年9月10日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、9の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
中央公園	平成24年7月31日（火）午後2時00分から

筑豊緑地	平成24年8月1日（水）午後2時00分から
筑後広域公園	平成24年8月2日（木）午前10時00分から

- 8 その他
 県は、指定管理者と各県営都市公園の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。
- 9 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県建築都市部公園街路課管理係
 電話：(092) 643-3724
 FAX：(092) 643-3752
 E-mail：koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

筑後広域公園芸術文化交流施設の指定管理者を次のとおり募集します。
 平成24年7月13日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
筑後広域公園芸術文化交流施設	筑後市大字津島

- 2 予定される指定の期間
 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。
- 3 応募資格
 次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。
 (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
 (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
- ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
- オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
 (1) 筑後広域公園芸術文化交流施設（5及び7において「施設」という。）の利用の許可に関する業務
 (2) 都市公園で制限する行為の許可に関する業務
 (3) 手数料の徴収に関する業務
 (4) 筑後広域公園芸術文化交流施設の諸施設の維持及び保守に関する業務
 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 5 選定基準
 次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者の中から最も適切に施設の管理を行うことができると認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成24年7月13日（金）から平成24年9月10日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成24年9月10日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、平成24年8月2日（木）午後2時00分から公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話：(092) 643-3724

FAX：(092) 643-3752

E-mail：koen@pref.fukuoka.lg.jp

教育委員会

福岡県教育委員会告示第9号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、博物館登録事項を変更したので、次のように告示する。

平成24年7月13日

福岡県教育委員会

変更前	鞍手町歴史民俗資料館
変更後	鞍手町歴史民俗博物館

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成24年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成24年7月13日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	70,000尾 20,000,000粒(受精卵)
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	5,000尾
		にじます	〃	5,000尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	1,500,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	〃	2,000尾
		えび	〃	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	10,000尾
		おいかわ	〃	50,000尾
		すっぽん	〃	500尾

内共第2号	筑後川漁業協同組合	かに	〃	5,000尾
		えび	〃	50,000尾
		あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒(受精卵)
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	〃	5,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
		かに	種苗放流	3,000尾
	甘木漁業協同組合	えび	〃	5,000尾
		あゆ	種苗放流	20,000尾
		こい	なし	なし
		うなぎ	種苗放流	2,000尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	〃	30,000尾
内共第3号	下筑後川 大上新島田口柳	かに	〃	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒(受精卵)
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	10,000尾

内共第5号	浜沖 武端 漁業協同組合	かに	〃	3,000尾
		えび	〃	20,000尾
	八木山川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
内共第6号	京二川 漁業協同組合	ふな	種苗放流	50キログラム
		あゆ	種苗放流	15,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	2,000尾
		やまめ	〃	2,000尾
		おいかわ	〃	10,000尾
		すっぽん	〃	200尾
		かに	〃	2,000尾
		えび	〃	5,000尾
内共第7号	京二川 漁業協同組合	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
うなぎ	〃	2,000尾		

内共第8号	岩岳川 漁業協同組合	やまめ	〃	2,000尾
		おいかわ	〃	10,000尾
		すっぽん	〃	200尾
		かに	〃	2,000尾
		えび	〃	5,000尾
内共第9号	犬山 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	50キログラム
		あまご	〃	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
内共第9号	犬山 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)